

奨学金制度について

学校推薦型選抜における奨学金制度

学校推薦型選抜【奨学生】 ※希望者のみ

◇学納金の免除額

奨学生A：入学初年度のみ年間授業料（62万円）の半額（31万円）を免除

奨学生B：入学金（20万円）の半額（10万円）を免除

◇採用予定人数（3学科合計）

奨学生A：10人

奨学生B：20人

◇出願資格（14ページ参照）

①学校推薦型選抜【一般／専門学科・総合学科／併設校】の出願資格に該当し、かつ「**全体の学習成績の状況**」が**3.8以上**であること。

②主たる家計支持者の年収・所得金額（前年分）が本学の定める収入基準額以下の方。

◇その他

希望者は、小論文と面接（美術学科は実技課題または自作作品持込を含む）を受けることで【奨学生A】もしくは【奨学生B】に採用される可能性があります。

学校推薦型選抜【一般／専門学科・総合学科／併設校】の合否判定後、【奨学生】の採用判定を行います。（入学検定料、出願書類は学校推薦型選抜【一般／専門学科・総合学科／併設校】分のみです。）

なお、【奨学生A】と【奨学生B】の両方の免除を受けることはできません。

一般選抜・大学入学共通テスト利用選抜における奨学金制度

成績優秀者奨学生制度

◇学納金の免除額

年間授業料（62万円）の半額（31万円）を免除 ※2年次も継続可

◇採用予定人数（3学科合計）

10人程度

◇対象となる試験（原則）

- ・一般選抜【A日程】
- ・大学入学共通テスト利用選抜【A日程】

（B日程の入学選抜を対象とし奨学生を採用する場合があります。）

◇2年次の採用要件（次のいずれにも該当する必要があります。）

- ①1年次の学科内の成績が上位20%以内であること。
- ②主たる家計支持者の年収・所得金額（前年分）が本学の定める収入基準額以下の方。

※手続の詳細については、成績優秀者奨学生候補となる合格者に通知します。

通知時期は「一般選抜」「大学入学共通テスト利用選抜」の合格発表日となります。

奨学生は全受験者から選考しますので、出願時に特別な書類提出は不要です。

（注）収入基準がありますので、収入を証明する書類が必要となります。

【本学の定める収入基準について】

●主たる家計支持者の2022年中の年収・所得金額が次の基準を満たしていること。

（なお、2022年中とは、「2022（令和4）年1月1日～2022（令和4）年12月31日」の期間を指します。）

1) 主たる家計支持者が給与所得者の場合、主たる家計支持者（1人）の2022年中の年間収入額が841万円以下であること。

（注）給与所得者の年間収入額は「所得・課税証明書」における「給与収入金額」です。

2) 主たる家計支持者が給与所得者以外（自営業等）の場合、主たる家計支持者（1人）の2022年中の年間収入額が355万円以下であること。

（注）給与所得者以外の年間収入額は「所得・課税証明書」における「所得金額」です。